

## 丸森町大張地区 人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
丸森町	大張地区(1区ノ1、1区ノ2、2区、3区、4区、5区、6区、7区)	令和4年3月18日	

### 1 対象地区の現状

地区内の耕地面積	203.4ha
アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	104.9ha
アンケート回答者の地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	37.1ha
うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	20.6ha
うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	ha
地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	6.0ha
(備考)	

### 2 対象地区の課題

現状は、中山間地域等直接支払制度での集落協定の活動を中心に農地を維持しているが、担い手が不足している。また、中山間地であり、耕作条件の良い農地が少ないため、規模拡大への意欲のある農家はいるが集積・集約化が難しい状況である。

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

大張地区内における各集落の農地利用は、現状の中心経営体である認定農業者を中心に集落協定等の活動と合わせて維持していく。また、幹線道路脇や比較的條件の良い農地については、基盤整備を視野に入れながら、町単独の小規模な基盤整備事業の活用により、区画の拡大を図ることで生産効率を向上させ、中心経営体の規模拡大や新規就農者の受入れを促進し集約化を図っていく。

注：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

12 経営体

### 4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

**農地中間管理機構の活用方針**  
 将来の経営農地の集約化を目指し、農地を貸付けする際は原則として農地中間管理機構を活用する。

**基盤整備への取組方針**  
 中山間地であり、地区全体において基盤整備を実施することは難しいが、条件が整う地区においては、基盤整備の可能性を探っていく。また、必要に応じて町単独事業の小規模基盤整備事業を活用しながら耕作条件を良好にし、生産効率の向上を図っていく。